

寒川町告示第 113 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条 1 項の規定に基づき、町道の区域を決定し、同条第 2 項の規定により令和 7 年 12 月 15 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 7 年 12 月 15 日から 2 週間、縦覧に供する。

道 路 の 種 類	路 線 番 号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
町道	04046	大曲 46 号線	大曲三丁目 345 番 3 地先	4.50	45.50
			大曲三丁目 344 番 地先	5.00	

令和 7 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄